

中山間地域における野菜流通の新たな動向(Ⅰ)

—島根県瑞穂町・石見町の場合—

猪 股 趣*

New Tendency of Vegetable Marketing in a Half Mountainous District.

—A Case of Shimane Prefecture Mizuho-Cho and Iwami-Cho—

Itaru INOMATA

本論文の構成は以下の目次のとおりであるが、筆者の健康上の理由によって、本稿では1～4章を記述するにとどめ、5～7章は、続編として改めて活字化することにしたい。

目 次

1. 課題
2. 野菜流通をめぐる全国的動向と「地産地消」の再認識
 - (1) 集散市場体系化の進展
 - (2) 「地産地消」の再認識
3. 道路交通条件の改善と島根の中山間地域
 - (1) 道路交通条件の改善
 - (2) 中山間地域の活性化
4. 島根県産野菜の概要
 - (1) 野菜生産の概要
 - (2) 品目別の生産動向
 - (3) 販売状況
5. 中山間地域における野菜流通の新たな動向
 - (1) 瑞穂町の場合
 - (2) 石見町の場合

6. 多品目複合産地の形成による中山間地域の再生
7. むすび

1. 課 題

島根県内の中山間地域をみると、地形的に急峻な場所もあるものの、比較的になだらかな中国山脈に抱かれて集落が形成されている場合が多い。しかしながら、この地域は、一般的には道路交通条件が悪く、時には豪雪に見舞われ、また、そこでの主産業の農林業が米・木炭・和牛の生産を主軸としてきたことによって、高度経済成長の実現過程で我国の大都市が「過密」化したのに対し、その対極としての「過疎」に陥ったのであった。そして、地域の社会経済構造の上に広範多岐にわたる問題状況が現れ、それが「過疎問題」として深化するにつれて、このままでは地域社会の維持存続はもとより、中山間地域の有する多様な公益的機能の維持保全が困難になるという危機感が、社会的に広まってきたのである。

こうした危機感を背景にして、中山間地域

* 島根大学農学部地域開発科学科

Shimane University, Matsue, 690 Japan.

に対する定住対策が、各種施策としてハード面のみならずソフト面からも取りあげられることになった。各種施設の建設、工場誘致、地域農林業へのテコ入れ、イベントの開催等々がそれである。過疎問題に悩む中山間地域にとって、そのすべてが有効であったのか否かはともかくとして、島根県内では、これまでも多様な定住対策が実践されてきた。行政主導にもとづくもののみならず、住民イニシアによるその実践も見うけることができるのであるが、過疎問題に歯止めをかけたつ、高齢化社会の進展した島根の実情に照らして地域住民にとっての住みよい地域とは一体どのような姿なのか、それを追求する姿勢が、いま、さらに求められるようになってきた。

本稿の課題とする点は、こうした視点に沿って、いまや「都市近郊中山間地域」として認識しうるに至ったといってもよい島根県下の中山間地域において、農産物、とりわけ野菜の生産・流通をめぐる新しい動きをトレースしつつ、この新たな展開が定住条件の作出並びに地域の活性化にどのように作用しているのか、その諸条件は何なのかについて検討を加えることにある。換言すれば、中山間地域の振興方策を、農産物流通の新たな展開のなかに探り出す作業をなすことを課題とするが、それは、現今の我国農産物の流通体系、すなわち、「集散市場体系」の確立に対する「島根型」とでも称すべき産地形成論の提示を試みることであるのである。

2. 野菜流通をめぐる全国的動向と「地産地消」の再認識

まず、野菜流通をめぐる全国的動向につい

て明らかにしておきたい。

(1) 集散市場体系の確立

昭和40年前後から、とりわけ野菜生産出荷安定法(昭和41年)^(注1)、卸売市場法(昭和46年)^(注2)の制定によって、野菜の市場流通は指定消費地域の中央卸売市場を中心とした広域流通が主体になって展開し、「集散市場体系」化の進展をみた。出荷野菜の京浜、中京、京阪神の中央卸売市場を頂点とした大都市市場への集中のもとで、恒常的に過剰化傾向にある指定消費地域の中央卸売市場と不足傾向の地方市場の集荷力格差が顕著となり、この両市場間の物流調整が、中央市場から地方市場への転送によって図られることになってきた。この体制は全国化し、まさに、「集散市場体系の確立」^(注3)と呼ぶにふさわしい現実となってきたのである。

ところで、主要野菜(だいこん、キャベツ、たまねぎ等)を中心とする転送荷が増大するにつれ、近郊地物零細野菜産地と地方市場が打撃をうけ、地方市場に対する中央市場の影響力が大きくなって、全国的に野菜価格がつけあげられていく傾向をうんできた。このことは、野菜生産出荷安定法制定の趣旨とは裏腹に、野菜政策の矛盾の露呈とみなさざるをえない問題であるが、その克服のための「地産地消」が、野菜の生産・流通の正しいあり方を求める視点として、あらためて見つめ直されはじめることになってきた。

(2) 「地産地消」の再認識

元来、農産物の流通は地産地消＝地場流通(より範囲を拡げれば地域流通)を旨とした。そのメリットとしては、①新鮮な農産物の迅速な供給、②零細、多品目生産物の市場搬入の容易性、③出荷経費の相対的低位性などをあげることができる。

ところで、野菜の流通をめぐって、あらためて「地産地消」視点の重視、再確認がなされてきたのは、集散市場体系化の進展とともに生じた諸矛盾の顕在化への反省にまつわる動きにほかならない。

集散市場体系の形成条件としては、①産地の大型化と専作化並びに大型共販の登場、②中央卸売市場の整備による大手荷受業者の集中、拡大の進展、③包装、保管、冷蔵、長距離輸送といった物流の革新、④指定産地、指定消費地制度の実現といった要因をあげうるが、これらの形成条件を満すなかで進展してきた集散市場体系は、⑤大都市大手荷受資本による産地の支配、掌握の強化と産地選別の横行、⑥産地間競争の激化による過剰包装、過剰選別の強制、⑦地方市場の荷不足現象、⑧転送による社会的ロス（時間、費用、鮮度の低下）の発生、⑨大都市集中出荷による交通渋滞などを顕現した。

叙上の諸点は、まさしく集散市場体系化の進展によって生じたところの矛盾であり、その深化は、多品目複合的な生産形態の縮小一地方流通、地域内流通の後退を余儀なくさせた。そしてそれは、産地側に対して、⑩生産農家の販売価格手取り率の減少、⑪地方力の低下、連作障害・病虫害の多発を招き、消費者側には、鮮度低下をきたした野菜の高値購入を強要することにもなった。

こうしたなかで、野菜の生産と流通の本来的な在り方を求め、その方向に生産・流通を再編成すべしとする認識が生じてきた。その方向とは、大型専作産地づくりよりも、可能な限り消費地の近くにおいて有機的、複合的な産地づくりをすすめる、その延長線上に、地方流通、地域内流通を位置づけることにほかならないのである。

(注1) 本法は、野菜価格の安定に資するための基本的な施策として、野菜の流通・消費上重要な地位を占める大消費地域に対し、主要な野菜14品目について、安定的かつ計画的供給を行なう集団産地の育成を図るための諸対策を総合的かつ体系的に推進することを目的として、昭和41年に制定された。

本法の主要点としては、①まず価格安定を図るべき指定消費地と指定野菜をきめ、②農水相は野菜指定産地の指定及び指定産地における生産出荷近代化計画を樹立し、③指定野菜の著しい低落があった場合、指定産地の生産者に対し生産者補給金の交付を行う野菜生産出荷安定資金協会を設立することなどがあげられる。

(注2) 政府は、卸売市場法で転送を原則的には禁止しているものの、卸売市場法施行規則第24条では転送を許容する道を開いている。そしてそれにより、指定消費地市場での過剰集荷を解消するとともに、指定産地での生産の拡大と集中化を促進する手段としている。

(注3) この点については、例えば山口照雄著『野菜の流通と値段のしくみ』(昭和49年、農山漁村文化協会刊)に詳しい。

(注4) 猪股越・杉元邦太郎・仙田久仁男共著「地方都市における生鮮食料品の流通と価格問題に関する調査研究」(昭和52年、島根県社会福祉部刊)参照。

3. 道路交通条件の改善と島根の中山間地域

(1) 道路交通条件の改善

行政の側が、高度経済成長実現のための手段のひとつとして取りあげたのが国内の道路交通条件の改善であるが、それは、農産物の

流通にとっても大きな意義を有するものであった。島根県に関連しては、中国縦貫道に連結した横断道の建設、国道・県道の改良、大型農道の敷設、市町村道の整備などをあげることができるであろう。

道路交通条件の改善は、島根県内の中山間地域で生産された農産物の流通にとって、「流通与件の変化」として認識することができる。すなわち、広島県境に位置する瑞穂町、石見町などから広島市、浜田市までと、同じく横田町、赤来町などから広島市、松江市といった消費都市までは車で1時間ないし1時間半程度で到着可能となり、時間距離の短縮の実現に貢献するところとなった。

かくて、道路交通条件の改善＝時間距離の短縮は、県内中山間地域産の農産物にとって、市場出荷のみならず、たとえば産消提携、無人市の設置といった多様な流通チャネルの形成を可能にし、さらにまた、広島市場、松江市場などを地域内流通の範囲に完全に組み入れることにもなった。そして、活発化してきた地域イベントへの近接市町村からの参加者の呼び込みに関しても、大きく裨益するところとなった。道路交通条件の改善は、時間距離の短縮を通して、県下の中山間地域をいまやおおむね「都市近郊中山間地域」と認識しうるエリアに組み込むことになり、農産物の生産・流通にかかわる地域住民の定住にとって、プラス効果をもたらすことになった。

ところで、中山間地域は、地域内の既存の農林資源の活用あるいは新たに導入しうる作目の選択とその生産振興をとおして、生鮮食料品の供給基地ないしは加工食品の提供基地としての役割を果たすことのできる地域なのである。ただし、その際には、所与の条件を吟味しつつ目的達成のための手段の選択を誤る

ことなく、しかも、目的実現へむけての営為を積重ねていく人的資源の存在が不可欠の前提要件となる。島根県下の中山間地域を実際に訪ねてみると、その方向にむけての実践を積み重ねている事例を、われわれは少なからず見出すことができる。そしてそこでは、新たな生産様式への取組みに対応する、流通の新たな展開を認めることができるのである。

(2) 中山間地域の活性化

課題に答えるための予備作業として、まず、島根県内の中山間地域に所在する8町を訪れた。過疎に悩むなかでこれらの8町は、以下にそのポイントを示した農業振興方策をとることによって、地域住民の定住化のためのテコとしているのである。

- ①瑞穂町－多品目野菜の生産並びに農協独自の農産物流通チャネルの形成。広島市より漬物加工会社の猫島商店を誘致して加工場を建設。「自然を喰う会」及び無人市、朝市の開催等。
- ②石見町－和牛並びに有機野菜の生産。「グリーンボックス」使用による広島市内生協との協同組合間提携。多数の無人市の設置。各種イベントの開催。ハーブの森開園。
- ③旭 町－役場主導による梨団地の造成。
- ④日原町－ワサビ栽培と農協によるワサビ加工事業。
- ⑤匹見町－町森林組合を事業主体とするナメコの契約栽培とその加工事業。「木の工房」の開設による広葉樹の活用。
- ⑥横田町－国のキャベツの指定産地並びにスイートコーンの特定産地。各種野菜の栽培。和牛の振興。

- ⑦赤来町一和牛飼養を基軸とした地域複合システムの構築。
- ⑧頓原町一農協加工事業としての漬物生産と餅の加工。

上記8町の定住対策としての農業振興への取組みを特徴的に集約すれば、以下の諸点に集約できるであろう。

- ①耕地の外延的拡大を図るための里山開発による農産物の供給基地の新たな造成（横田町，旭町）
- ②農林資源の付加価値の増大を図るための加工事業の導入（頓原町，瑞穂町，日原町）
- ③農林資源を調理加工して地域内外の消費者に提供するための施設の設置（石見町，赤来町，横田町）
- ④地域の農林資源を活用し、それを「喰う」イベントの開催（瑞穂町，石見町）
- ⑤有機農産物の産消提携の実現（石見町）

われわれは、上に列記した諸事実のなかに、農産物の生産・流通をめぐる新たな展開を垣間みることができようが、いま、これらのいちいちについて紹介する余裕はない。そこで、野菜流通の新たな動きを明らかにするという本稿の課題に照らして、瑞穂町並びに石見町の場合についてのみ詳論することにした（続報参照）。

上記8町にみられる新たな動きは、高度経済成長期以降に生じた地域農林業の空洞化の進展に歯止めをかけるべく、行政主導型、協同組合主導型、住民主導型のいずれによるのかはともかく、いずれもが地域住民をまき込んだ内発的なエネルギーを起爆させることによって生じてきた動きなのである。若年労働力の農林業への就業が減少するなかでこうした動きが生じてきたのは、高齢者並びに女性

の活力の活用を地域ぐるみで図り、新しい価値観による「地域おこし」を、地域の人的資源の活用を土台として実現しようとした結果とあってよい。

かくして島根の中山間地域では、大型産地づくりによる巨大市場指向といった視点より、新しい価値観、すなわち中小型産地づくりをすすめるなかでの「地産地消」の指向、地域資源の付加価値増大のための加工事業の導入、イベントの開催によるコミュニケーションの促進などの手段によって、地域活性化への取組みを積極的に推進しつつあるとあってよい。

道路交通条件の改善は、こうした地域活性化への取組みにとってのプラス作用を果し、たとえば、「地産地消」のエリア拡大に大きく貢献したのであった。要は、中山間地域自体が、それぞれの立地条件を活かした「地域の資源化」を目指した取組みを行っている実際の姿を、われわれは上記8町において確認したのである。われわれは、今後の地域再生の方向を、こうした動きをさぐるなかから見出さうものとする。

4. 島根県産野菜の概要

(1) 野菜生産の概要

島根統計情報事務所の調べによる平成4年の島根県の農業粗生産額の総計は890.8億円であり、米が1位で407.7億円（45.7%）、2位の畜産が243.8億円（27.4%）、野菜は3位で109.6億円（12.3%）となっている。^(注1) 同年の野菜は、4.407haに作付られて83.053tの生産量をあげた。昭和55年以降の動向を示した1表によれば、出荷された県内産野菜の数量比率は50%に達していないものの、近年は徐々に出荷率が高まっていく傾向にあり、野

1表 野菜の作付面積、生産量、
出荷率の推移（島根県）

	作付面積	生産量	出荷率
昭和 55	5.041	92.966	45.5
60	4.756	89.644	48.3
63	4.667	89.254	47.8
平成 1	4.654	86.686	47.4
2	4.676	84.468	48.2
3	4.547	81.261	48.6
4	4.407	83.053	49.8

(注1) 島根統計情報事務所の調査による。

(注2) 単位はha, t, %

(注3) 出荷率は $\frac{\text{出荷数量}}{\text{生産量}}$

菜の商品生産化が、島根県下でも幾分かは進みつつある状況にあるとあってよい。

ところで、作付状況からみた島根県産野菜の動向について改めて1表をみれば、端的には、「後退状況にある」といわざるをえない事実が示されている。すなわち、時系列的にみて野菜の作付面積は伸びてはならず、むしろ、減少傾向にあるのである。その由ってきたる原因は、生産者の高齢化と後継者不足、野菜の価格動向といった社会経済的な要因をあげなければならないであろうが、これに加えて、近年では平成3年9月に襲来した台風19号の生産者に与えた後遺症が大きく、同年の冬野菜に続いて翌年の作付けにも影響が現れた。^(注2)

うえに、野菜の作付面積が減少傾向にあることを指摘した。しからば、島根県における野菜の産地形成は、どのような水準にあるのか。

まず、国の野菜政策にもとづき、国民生活にとくに重要とされる野菜について、大量供給が連年要請される産地としての「指定産地」並びに「特定野菜産地」についてみたい。島

根県内では、国の指定産地が7産地と（2表参照）、^(注3)特定野菜産地が4産地指定されている。平成5年8月現在の国の指定産地数を示した3表によれば、島根県は中四国9県のうちでは最低順位、全国では44位という低い水準にあって、集団的な野菜産地の形成が数的に少ないという状況にあることがわかる。しかも、県内のそれは国内他産地のそれに較べて規模が小さく、国の指定にもとづく産地であるとはいえ、「大型産地」の域には達していない。

国の指定産地のほかに、県内には、面積的にややまとまった産地として島根県が単独で指定している63個所の「県単産地」がある。県単産地は、面積的にはややまとまった産地であるとはいえ、京阪神市場をはじめとする出荷市場から出荷量増大の強い要請があるにもかかわらず、それに応えるだけの産出力を備えるまでには至っていない。

島根県における野菜の作付動向は、これまでみてきたとおり、総体的には停滞状況にあるといわざるをえない。要は、野菜の産地形成が、島根県では十分な進展をみせてはおらず、全国各地でみられる野菜産地の大型化傾向も、島根県内では進んではいない。

とはいえ、小規模ながら多様な形態のもとに野菜生産に取組み、野菜流通にも独自の手法を取入れて地域に新しい息吹きをもたらしている地域を、われわれは過疎に悩んだ島根の中山間地域において認めることができた。瑞穂町や石見町は、その例にほかならない。

(2) 県内産野菜の品目別生産動向

以下では、県内産野菜の品目別生産動向を、粗生産額ランキングの変動状況を明らかにすることによってみることにしたい。

昭和55年から平成4年に至る島根県内産の

2表 野菜指定産地の生産出荷状況(平成4年度島根県実績)

野菜の種類	指定産地名	指定年月日	関係市町村	作付面積(ha)	生産量(t)	出荷量(t)	指定消費地域向出荷量(t)	出荷先別出荷割合
夏秋キャベツ	三井野原	昭42.6.19	横田町	26	1,006	997	937	広島(90) 松江(10)
	斐川	昭56.7.14	斐川町	25	790	658	651	広島(78) 出雲(12) 大阪(9) 松江(1)
冬キャベツ	斐川	昭56.7.14	斐川町	25	1,230	1,187	1,175	広島(57) 出雲(24) 大阪(18) 松江(1)
	中海	平4.5.29	松江市 東出雲町	39	943	830	830	京阪神(50) 松江(50)
秋冬だいこん	出雲団地	昭52.6.14	出雲市 斐川町 大社町	65	2,334	1,148	527	広島(88) 松江(6) 出雲(6)
たまねぎ	斐川	昭55.2.8	斐川町	60	2,922	2,754	2,741	京阪神(64) 広島(25) 出雲(8) 松江(3)
秋冬はくさい	益田	昭47.6.28	益田市	35	1,190	1,120	620	広島(44) 北九州(17) その他(39)

(注1) 出雲団地の秋冬だいこんは平成5年度より関係市町村が出雲市及び斐川町となった。

(注2) 島根県農林水産部の資料による。

3表 中国四国各県の指定産地数(平成5年8月現在)

順位	全国	中国四国	県名	産地数	主な品目と産地数
44	9	島根県	7	キャベツ4, だいこん1, たまねぎ1, はくさい1	
32	7	鳥取県	14	ねぎ4, だいこん3, たまねぎ2, キャベツ4	
18	2	岡山県	28	きゅうり6, キャベツ5, はくさい4, だいこん4	
32	7	広島県	14	ピーマン5, ばれいしょ3, きゅうり1, トマト2	
27	6	山口県	19	キャベツ6, はくさい6, たまねぎ4, なす1	
14	1	徳島県	32	にんじん7, きゅうり5, だいこん4, ほうれんそう4	
20	4	香川県	24	レタス9, きゅうり7, たまねぎ3, ばれいしょ2	
19	3	愛媛県	25	きゅうり6, たまねぎ3, ほうれんそう3, トマト3	
23	5	高知県	22	きゅうり8, ピーマン6, なす6, ねぎ2	

(注) 島根県農林水産部の資料による。

4表 野菜類・いも類の粗生産額順位の推移（上位15位まで）

順位	昭和 55 年		昭和 60 年		平成 元 年		平成 4 年	
	品 目	粗生産額	品 目	粗生産額	品 目	粗生産額	品 目	粗生産額
1	だいこん	1,283	だいこん	949	メ ロ ン	1,171	メ ロ ン	1,202
2	きゃべつ	757	いちご	789	だいこん	865	ほうれんそう	811
3	はくさい	756	きゅうり	736	きゅうり	732	きゅうり	723
4	いちご	667	な す	652	ほうれんそう	658	いちご	700
5	きゅうり	620	ほうれんそう	647	たまねぎ	612	とまと	697
6	な す	544	メ ロ ン	611	いちご	610	な す	689
7	たまねぎ	531	たまねぎ	557	とまと	553	だいこん	682
8	ばれいしょ	511	きゃべつ	531	な す	503	ね ぎ	578
9	ね ぎ	464	とまと	524	ね ぎ	480	きゃべつ	473
10	とまと	440	はくさい	497	きゃべつ	401	ばれいしょ	426
11	ほうれんそう	415	ばれいしょ	443	ばれいしょ	390	かんしょ	392
12	かんしょ	312	ね ぎ	437	はくさい	345	たまねぎ	380
13	ご ぼ う	294	さといも	339	ご ぼ う	336	ご ぼ う	367
14	さといも	276	かんしょ	298	かんしょ	271	さといも	348
15	かぼちゃ	206	ご ぼ う	249	さやいんげん	266	さやいんげん	315
A		9,907		10,260		10,308		10,956
B		823		741		661		818

〔注1〕島根統計情報事務所調査による資料より作成。

〔注2〕単位は百万円。

〔注3〕Aは野菜類、Bはいも類の粗生産額合計である。なお、さといもとやまのいもはAに、ばれいしょとかんしょはBに分類されている。

野菜類、いも類の粗生産額とそのランキングを15位まで示した4表で注目すべき点は、昭和55年に1～3位であっただいこん、きゃべつ、はくさいが、年次を経るごとに順位を下げ、逆に、メロン、ほうれんそうが急激に順位を上げてきた点である。

まず、だいこん、きゃべつ、はくさいについてだが、これらは、いずれも重量野菜である。高齢者の多い島根県内の生産者にとって、これらの野菜の栽培並びに出荷に要する作業負担は大きく、それが作付け回避、ひいてはその粗生産額の低下をもたらした要因である

とも認識できる。だが、これらの野菜は、島根県内においてもその生産量の多くが国の指定産地において生産されており、むしろ、この点こそが重視されるべき要因ではないのかと考える。

指定産地とは、毎年、そこで、きめられた品目の生産が義務づけられている産地であることを意味している。従って、指定産地では、長年にわたる同一圃場での同一品目の連作の結果として、連作障害の発生の可能性が高い。いま、このことに関連した島根県内での具体的事実の一例を述べてみることにしたい。

5表 粗生産額の順位変動状況と伸長指数

品 目	昭 55	昭 60	平 元	平 4
だいこん A	1	1	2	7
B	100	74.0	67.4	53.2
きゃべつ A	2	8	10	9
B	100	73.6	53.0	62.5
はくさい A	3	10	12	16
B	100	65.7	45.6	34.9
たまねぎ A	7	7	5	12
B	100	104.9	115.3	71.6
メ ロ ン A	21	6	1	1
B	100	650.0	1,245.7	1,278.7
ほうれんそう A	11	5	4	2
B	100	155.9	158.6	195.4
と ま と A	10	9	7	5
B	100	119.1	125.7	158.4
きゅうり A	5	3	3	3
B	100	118.7	118.1	116.6

(注1) 4表より作成。

(注2) Aは順位, Bは昭和55年の粗生産額を100とした指数。

(注3) 平成4年のはくさいの粗生産額は2億6千300万円, 昭和55年のメロンの粗生産額は9,400万円。

(注4) 順位としては下位であるが, 島根県内で伸びの著しいものにブロッコリー(55年の500万円が4年には2億600万円に, 伸び率41.2倍)とスイートコーン(55年の2,600万円が4年には1億5,000万円に, 伸び率5.77倍)がある。

国のきゃべつ指定産地である横田町三井野原の場合, 40年余にわたる連続的なきゃべつ栽培のもたらした結果は, 単位当り収量の大きな落ちこみであった。三井野原は, いまなお国の指定産地であることに違いはないが, 近年は, きゃべつの作付面積の縮少を余儀なくされる傾向にある。この事実は, 島根県のきゃべつ粗生産額に反映し, 昭和55年には2位であったそれが, 平成元年には10位へと後退せざるをえなくなったのである。^(注4)これに類する事実は, 全国各地において認められるところであろうが, 指定産地での連作障害の発

生は, 集散市場体系化の進展とともに, 野菜生産出荷安定法をめぐる大きな問題点のひとつであることに違いはない。

つぎに, 近年農業粗生産額の県内順位が急速に上昇してきたメロン, ほうれんそうについてである。

島根県産のメロンは, 「アムス」を主体として, 県西部の益田市から東部の海岸線沿い並びに奥出雲で主として栽培されている。メロンの出荷は, 島根県内では最も平均気温の高い益田市から順次上記の栽培地域順に, いわゆる「リレー出荷」方式によってなされ, 出荷期間の長期化の実現と品質の良さが相まって, 市場での評価が高くて高値で取引されている。そして, おどろに次ぐ県の特産品に成長したのである。ほうれんそうは, 島根県内では指定産地として指定された産地はないものの, 軽量野菜であって収益性も高く, 高齢者の多い石見町, 瑞穂町, 仁多町, 横田町などの中山間地域において栽培が盛んになり, 地域おこしの目玉のひとつになってきた。

(3) 販売状況

平成4年の島根県産野菜の粗生産額109.6億円に対して, 島根県経済連による野菜の共販金額は, およそ3割の32.5億円となっている。いま, その上位10品目を表示すれば6表の如くである。平成2年の上位5品目は, メロン, たまねぎ, きゃべつ, いちご, わさびの順であったが, 短期間に順位の変動をみた。

出荷地域別に共販実績をみると(7表), 京阪神, 瀬戸内の割合が増加した反面, 県内のウエイトが低下した。これは, 国の指定野菜並びに特定野菜に指定された中海干拓地でのきゃべつ並びに平田市のブロッコリーなどの, 県外出荷品目の共販金額率が高まってきたことに由来する。

6表 品目別共販金額の順位 (平成4年度) (単位: t, 千円, 円/kg)

順位	品 目	共 販 量	販 売 額	単 価	主 な 出 荷 先
1	メ ロ ン	1,683	786,777	467	京阪神市場 (55%), 県 内市場 (33%)
2	キ ャ ベ ツ	3,645	177,776	48	瀬戸内 // (54%), 京阪神 // (23%)
3	ブ ロ ッ コ リ ー	473	172,879	389	京阪神 // (69%), 県 内 // (21%)
4	た ま ね ぎ	3,600	167,956	47	京阪神 // (45%), 瀬戸内 // (36%)
5	ト マ ト	504	129,532	257	瀬戸内 // (55%), 県 内 // (39%)
6	わ さ び	150	126,598	844	県 内 // (91%), 京阪神 // (7%)
7	な す	407	91,207	224	京阪神 // (71%), 県 内 // (25%)
8	き ゅ う り	533	86,195	148	県 内 // (70%), 瀬戸内 // (30%)
9	い ん げ ん	102	68,295	1,168	瀬戸内 // (58%), 京阪神 // (25%)
10	い ち ご	75	63,031	840	県 内 // (81%)

(注) 島根県経済連の資料による。

7表 島根県産野菜の販売金額
地域別割合の推移

	京阪神	瀬戸内	九 州	県 内 其 他
平成元年度	27.4	19.1	0.1	53.4
2年度	24.4	19.8	0.2	55.6
3年度	24.3	22.1	0.3	53.3
4年度	29.0	21.7	0.3	49.0

(注1) 島根県経済連の資料による

(注2) 単位は%

以上では、経済連共販による野菜の出荷動向を概観したが、島根県内で生産された野菜の流通チャンネルは、経済連共販のほか、近年、多様なそれが形成されつつあるとあってよい。本稿を草する意図は、この事実に着目し、それが地域にとってどのような意義をもつのかを明らかにすることでもあった。

ところで、長年の間、県外市場から島根県に対して、野菜の産地形成への要請がきわめて強く続けられてきた。しかしながら、島根県内での野菜の産地づくりのテンポは依然として鈍く、島根の野菜作は、停滞的といわざ

るをえない現実にある。^(注5) とはいえ、島根県内の中山間地域に入ってその動向をみると、多品目複合的な野菜産地の形成を地道に進め、流通チャンネルも多様なそれを形成している事実をわれわれは認めることができるのである。続編では、この事実をもとに、「島根型産地」の展開について論べることにしたい。

(注1) いも類、雑穀・豆類は野菜類には含まれておらず、平成4年には、それぞれ8.2億円、7.7億円の粗生産額となっている。

(注2) 野菜の生産量は気象条件に大きく関連し、平成3年は不作であった。だが、翌4年は作付面積は減少したにもかかわらず、春夏野菜及び秋野菜の順調な生育によって、生産量は増大した。

(注3) 島根県内には、国の「特定野菜産地」として、横田町(昭和58年5月26日指定)と出雲団地(昭和61年5月23日)のスイートコーン、平田市(平成元年6月1日)のブロッコリー、横田町(昭和60年7月26日)の秋冬だいこんがある。なお、特定野菜産地とは、指定野菜

に準ずる野菜27品目について、需給及び価格の安定を図るために設けられている制度である。横田町の秋冬だいこんは、特定野菜産地のうちの指定野菜として指定されている。

(注4) ただし、平成4年のきゃべつの粗生産額は、9位となった。これは、この間に、中海干拓によって造成された揖屋工区の農地が、きゃべつの指定産地として国から指定された結果の反映である。

(注5) 猪股趣編「島根県産農産物の課題」(島根協同組合学校刊, 平成元年10月) 参照。

